

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の公布に伴うDBへの影響について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、規約型企業年金＝規約型DB、企業年金基金＝DB基金
- ・確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行令＝DB令、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・通知「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)＝法令解釈通知
- ・中小企業退職金共済法＝中退法、中小企業退職金共済＝中退共
- ・中退法第2条第3項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主＝共済契約者

2021年9月

明治安田生命

◆令和3年8月2日付で改正省令(注1)が公布され、受託業務(注2)のうちの一部の事項に係る規約変更が「届出の必要のない規約の軽微な変更」から「届出の必要な規約の軽微な変更」に変更されました。

○改正概要：受託業務のうち加入者等に関する情報の管理の委託契約事項に関する規約変更が、厚生労働大臣への届出不要な軽微な変更から届出必要な軽微な変更へ

規約の軽微な変更		規約変更の該当事項	
		改正後	改正前
厚生労働大臣への規約の届出	必要	受託業務のうち加入者等に関する情報の管理の委託契約事項(注3)	— (受託業務に関する事項は無し)
	不要	加入者等に関する情報の管理の委託契約事項を除く受託業務に関する事項	全ての受託業務に関する事項

○施行時期：令和3年9月1日

ただし、施行日前に行われたDB法第93条の規定による委託契約については、なお従前の例による

(注1)DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第135号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210802/20210802g00176/20210802g001760010f.html>

(注2)DB令第2条第5号に規定する給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務

(注3)業務委託形態は含まれ、業務委託先は含まれない

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第10条 (赤字が改正部分)	届出の必要のない規約の軽微な変更 改正後 DB法第7条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 DB令第2条第1号及び第5号(加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。)に掲げる事項 二～六 (略)	改正前 DB法第7条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 DB令第2条第1号及び第5号 事項 二～六 (略) に掲げる
第18条 (赤字が改正部分)	届出の必要のない基金の規約の軽微な変更 改正後 DB法第17条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 DB令第5条第1号及び第2号(加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。)に掲げる事項 三 (略)	改正前 DB法第17条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 DB令第5条第1号及び第2号 事項 三 (略) に掲げる
施行期日	令和3年9月1日	
経過措置	改正後のDB規則第10条及び第18条の規定は、この省令の施行の日以後に行われるDB法第93条の規定による委託に係る契約について適用し、同日前に行われた同条の規定による委託に係る契約については、なお従前の例による。	

(注)DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第135号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210802/20210802g00176/20210802g001760010f.html>

◆令和3年8月2日付で改正省令(注1)が公布、および関連する通知(注2)並びに事務連絡(注3)が発出され、リスク分担型企業年金に係る規定が整備されました。

○改正概要：リスク分担型企業年金について、

- (1) 給付減額の理由に定める「給付の設計の見直し」に、統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等によるリスク分担型企業年金に係る見直しを追加
- (2) 増加事業所のリスク分担型企業年金掛金額を「他事業所の標準掛金額＋財政計算による補足掛金額」とできる事由に、規約型DB⇔DB基金への移行による権利義務の承継を追加
- (3) 分割又は権利義務の移転により移換する積立金を算定する方法のうち、対象とするものが減少しないようにする方法の当該対象（現行は積立割合のみ）へ調整率、超過比率を追加

○施行時期：令和3年9月1日

(注1)DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第135号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210802/20210802g00176/20210802g001760010f.html>

(注2)通知「DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令について」(令和3年8月2日年発0802第1号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197677.pdf

通知「改正省令(注1)の施行に伴う『DB制度について』等の一部改正について」(令和3年8月2日年発0802第2号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197679.pdf

(注3)事務連絡「改正省令(注1)の施行に伴う『DB規約例』の一部改正について」(令和3年8月2日)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197680.pdf

リスク分担型企業年金に係る規定の整備(1)

- ・給付減額の理由に定める「給付の設計の見直し」に含まれるリスク分担型企業年金に係る見直しは以下のとおり(3①～⑪を追加)
- ・受給権者等の給付減額の理由に定める「給付の額を減額すること」にも、リスク分担型企業年金統合(基金合併)等変更を追加

	規約型DB	DB基金
1	リスク分担型企業年金開始変更	
2	リスク分担型企業年金終了変更	
3	リスク分担型企業年金統合等変更	リスク分担型企業年金基金合併等変更
	① 規約型DBの統合	DB基金の合併
	② 規約型DBの分割	DB基金の分割
	③ 実施事業所の増加・減少	
	④ 実施事業所の減少の特例による実施事業所の減少	
	⑤ 他のDBへの権利義務の移転	
	⑥ 他のDBからの権利義務の承継	
	⑦ 規約型DBからDB基金への移行に伴う権利義務の移転(規約型DB)・承継(DB基金)	
	⑧ DB基金から規約型DBへの移行に伴う権利義務の承継(規約型DB)・移転(DB基金)	
	⑨ 中退法第17条による中退共からDBへの解約手当金相当額の引渡し	
	⑩ 中退法第31条の3によるDBから中退共への資産の移換	
⑪ 中退条第31条の4による中退共からDBへの解約手当金相当額の移換		

- ・給付減額の判定基準は次のとおり(赤字部分を追加)

次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、DB規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

① **給付設計の変更(注1)によって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合**

ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合

イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合**(最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。(注2))**

(次ページに続く)

(注1)給付設計の変更には、最低保全給付の計算方法の変更を含む

(注2)最低保全給付の計算方法の変更には以下の変更を含む

- ・最低保全給付の計算方法をDB規則第54条の第1号⇔第2号とする変更
- ・DB規則第54条第1号に規定する標準的な年齢の変更
- ・DB規則第54条第2号に規定する加入者の年齢に応じて定めた率の変更
- ・再評価及び額の改定に用いる指標の予測の変更

・給付減額の判定基準は次のとおり(赤字部分を追加)

(続き)

- ② リスク分担型企業年金でないDBからリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でないDBへの変更をする場合(①に該当する場合を除く。)
- ③ リスク分担型企業年金における制度変更(DB規則第5条第1号に規定するリスク分担型企業年金統合等変更及びDB規則第12条第1号に規定するリスク分担型企業年金基金合併等変更を含む。)であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額(DB規則第64条の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該拠出する額を含めるものとする。)から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する場合(①に該当する場合を除く。)

この場合において、一部の加入者又は受給権者等に係る積立金の額、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額及び財政悪化リスク相当額の算定については、通常予測給付現価により按分したものをを用いること。

なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする。

また、②の場合であって、DB規則第5条第5号又は第6号に該当する場合には、DB規則第5条第1号から第4号までの理由に基づく必要はないこと。

リスク分担型企業年金に係る規定の整備(2)

- ・リスク分担型企業年金掛金額を「他事業所の標準掛金額＋（標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば）次の事由による財政計算で計算される補足掛金額」とできる事由及び事業主は以下のとおり（4～5を追加）

	事由	事業主
1	DB基金の合併	合併により増加する実施事業所の事業主
2	実施事業所の増加	増加する実施事業所の事業主
3	他のDBからの権利義務の承継	権利義務の承継の対象加入者等を使用した(することとなった)実施事業所の事業主
4	規約型DBからDB基金への移行に伴う権利義務の承継	権利義務の承継の対象加入者等を使用した(することとなった)実施事業所の事業主
5	DB基金から規約型DBへの移行に伴う権利義務の承継	権利義務の承継の対象加入者等を使用した(することとなった)実施事業所の事業主
6	中退法第17条による中退共からDBへの解約手当金相当額の引渡し	引渡しに関する申出に係る共済契約者であった事業主
7	中退法第31条の4による中退共からDBへの解約手当金相当額の移換	移換に関する申出に係る共済契約者であった事業主

- ・ 分割又は権利義務の移転により移換する積立金の算定方法は以下のとおり（赤字部分を追加）

次の1～3のいずれかの方法

1. 分割又は権利義務の移転(以下「分割等」という。)日前日におけるDBの積立金(以下「分割等時積立金」という。)の額を、分割等日前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割等日が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

①通常予測給付現価

②数理債務

③数理債務－特別掛金収入現価－DB規則第47条掛金の収入現価

④最低積立基準額(みなし計算した額を含む)

2. 次に定める額のうち、移換先DBに係る額の合計額とする方法

(分割等時積立金の額が次のイの算定に用いる1. の①～④の額を下回る場合に限り)

イ 算定に用いる1. の①～④のうち受給権者等に係る額(分割等時積立金の額が算定に用いる当該額を下回る場合は、分割等時積立金の額を算定に用いる当該額に応じて按分した額)

ロ 分割等時積立金の額からイの合計額を控除した額を、算定に用いる1. の①～④のうち加入者(受給権者を除く)に係る額に応じて按分した額

(次ページに続く)

- ・ 分割又は権利義務の移転により移換する積立金の算定方法は以下のとおり（赤字部分を追加）

（続き）

3. 積立割合^(注1)、調整率^(注2)又は超過比率^(注3)が減少しないよう移換先DBに移換する積立金の額を定める方法^(注6)
(リスク分担型企業年金の場合において、分割等により積立割合、調整率又は超過比率が減少することが見込まれる場合に限る)
4. その他厚生労働大臣が定める方法
(厚生労働大臣が定める場合に限る)

(注1) 調整前給付現価相当額^(注4)に対する給付財源^(注5)の割合

(注2) DB規則第25条の2に規定する調整率

(注3) 調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額とを合算した額を控除した額の比率

(注4) DB規則第25条に規定する調整前給付額の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額

(注5) 積立金の額にリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額

(注6) 調整率を別に定めることができるようにDB規則第25条の2に以下を規定

リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合、調整率又は超過比率が減少すると見込まれるときには、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

- ・ リスク分担型企業年金の場合における運用方針の作成・変更にあたっての加入者の意見聴取方法に関する留意事項として、以下を規定

<留意事項>

リスク分担型企業年金の場合は、DB規則第84条の2第1項第1号ハ(注1)及び第2号ハ(注2)に基づく情報開示と同様に、調整率(注3)及び超過比率(注4)に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること。

- ・ 規約変更の際に、調整率及び超過比率への影響について十分な説明が必要なことを規定

(注1)加入者の代表者から求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を開示

(注2)代議員から求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を開示

(注3)DB規則第25条の2に規定する調整率

(注4)調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額とを合算した額を控除した額の比率

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第5条 （赤字が改正部分）	給付減額の理由 改正後 DB令第4条第2号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第2号、第5号及び第6号に掲げる理由とする。 一 DBを実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でないDBをリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第5号並びに第12条第1号及び第2号）において「リスク分担型企業年金開始変更」という。）、 <u>リスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でないDBに変更すること（次号及び第6号並びに第12条第1号及び第2号）において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）及び次に掲げる事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと（次号において「リスク分担型企業年金統合等変更」という。）を含む。）を行う必要があること。 （次ページに続く） </u>	改正前 DB令第4条第2号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第2号、第5号及び第6号に掲げる理由とする。 一 DBを実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でないDBをリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第5号）において「リスク分担型企業年金開始変更」という。） <u>及び</u> リスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でないDBに変更すること（次号及び第6号）において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）を含む。）を行う必要があること。

（注）DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第135号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210802/20210802g00176/20210802g001760010f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第5条 （赤字が改正部分）	給付減額の理由	
	改正後	改正前
	（続き） <u>イ DB法第74条第1項の規定による規約型DB（同項に規定する規約型DBをいう。以下同じ。）の統合</u> <u>ロ DB法第75条第1項の規定による規約型DBの分割</u> <u>ハ DB法第78条第1項の規定による実施事業所の増加又は減少</u> <u>ニ DB法第78条の2の規定による実施事業所の減少</u> <u>ホ DB法第79条第1項の規定による加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務の移転</u> <u>ヘ DB法第79条第2項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継</u> <u>ト DB法第80条第1項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転</u> <u>チ DB法第81条第2項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継</u> <u>リ 中退法第17条第1項の規定による資産管理運用機関（DB法第4条第3号に規定する資産管理運用機関をいう。以下同じ。）への解約手当金に相当する額の引渡し</u> <u>ヌ 中退法第31条の3第1項の規定による資産管理運用機関からの資産の移換</u> <u>ル 中退法第31条の4第1項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換</u> （次ページに続く）	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第5条 （赤字が改正部分）	給付減額の理由 改正後 （続き） 二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更、 <u>リスク分担型企業年金終了変更又はリスク分担型企業年金統合等変更</u> を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。 三 DB法第74条第1項の規定により規約型DBを他の規約型DBと統合する場合、DB法第79条第2項又は第81条第2項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であって、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。	改正前 二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更 <u>又は</u> リスク分担型企業年金終了変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。 三 DB法第74条第1項の規定により規約型DB <u>（同項に規定する規約型DBをいう。以下同じ。）</u> を他の規約型DBと統合する場合、DB法第79条第2項又は第81条第2項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であって、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第12条 （赤字が改正部分）	DB基金の給付減額の理由	
	改正後	改正前
	<p>DB令第7条の規定によりDB法第12条第1項第7号の政令で定める要件について準用することとされたDB令第4条第2号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、<u>第2号並びに第5条第5号</u>及び第6号に掲げる理由とする。</p> <p><u>一 実施事業所において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し(リスク分担型企業年金開始変更、リスク分担型企業年金終了変更及び次に掲げる事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと(次号において「リスク分担型企業年金基金合併等変更」という。)を含む。)を行う必要があること。</u></p> <p><u>イ DB法第76条第1項の規定によるDB基金の合併</u></p> <p><u>ロ DB法第77条第1項の規定によるDB基金の分割</u></p> <p><u>ハ 第五条第一号ハからヘまでに掲げる事由</u></p> <p><u>ニ DB法第80条第2項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継</u></p> <p><u>ホ DB法第81条第1項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転</u></p> <p><u>ヘ 中退法第17条第1項の規定によるDB基金への解約手当金に相当する額の引渡し</u></p> <p><u>ト 中退法第31条の3第1項の規定によるDB基金からの資産の移換</u></p> <p><u>チ 中退法第31条の4第1項の規定によるDB基金への解約手当金に相当する額の移換</u></p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>DB令第7条の規定によりDB法第12条第1項第7号の政令で定める要件について準用することとされたDB令第4条第2号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、<u>第5条第2号、第5号</u>及び第6号に掲げる理由とする。</p> <p><u>一 第5条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる理由</u></p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第12条 （赤字が改正部分）	基金の給付減額の理由 改正後 （続き） <u>二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更、リスク分担型企業年金終了変更又はリスク分担型企業年金基金合併等変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。</u> 三 （略） <u>四 第五条第四号から第六号までに掲げる理由</u>	改正前 二 （略）
第25条の2	調整率 改正後 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。 一 （略） 二 毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。 （次ページに続く）	改正前 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。 一 （略） 二 毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>DB規則 第25条の2</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>調整率</p> <p>改正後</p> <p>(続き)</p> <p>イ 積立金の額に第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額(以下この条において「給付財源」という。)が調整前給付額の通常予測に基づく予想額の現価に相当する額(以下この条において「調整前給付現価相当額」という。)に財政悪化リスク相当額(第43条第1項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この条において同じ。)を加えた額を上回る場合 給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。</p> <p>ロ・ハ(略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合(調整前給付現価相当額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。)、調整率又は超過比率(調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額とを合算した額を控除した額の比率をいう。以下同じ。)が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。</p>	<p>改正前</p> <p>イ 積立金の額に第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額(以下この条において「給付財源」という。)が調整前給付額の通常予測に基づく予想額の現価に相当する額 に財政悪化リスク相当額(第43条第1項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この条において同じ。)を加えた額を上回る場合 給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合(調整前給付額の通常予測に基づく予想額の現価に相当する額)に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。)</p> <p>が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>DB規則 第46条の3</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>リスク分担型企業年金掛金額</p> <p>改正後</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第1項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第45条第1項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 DB法第79条第2項の規定による他のDBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主</p> <p>四 DB法第80条第2項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主</p> <p>五 DB法第81条第2項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主</p> <p>六・七（略）</p>	<p>改正前</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第1項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第45条第1項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 DB法第79条第1項の規定による他のDBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主</p> <p>四・五（略）</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>DB規則 第87条の2</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>改正後</p> <p>DB法第75条第1項の規定により規約型DBを分割する場合又はDB法第77条第1項の規定によりDB基金を分割する場合における分割された規約型DBの資産管理運用機関又は分割により設立されたDB基金（以下この項において「移換先DB」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 積立割合、<u>調整率又は超過比率</u>が減少しないよう<u>移換先DBに移換する積立金</u>の額を定める方法（リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合、<u>調整率又は超過比率</u>が減少することが見込まれる場合に限る。）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>改正前</p> <p>DB法第75条第1項の規定により規約型DBを分割する場合又はDB法第77条第1項の規定によりDB基金を分割する場合における分割された規約型DBの資産管理運用機関又は分割により設立されたDB基金（以下この項において「移換先DB」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 積立割合 <u>が減少しないよう分割時積立金</u>の額を定める方法（リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合 <u>が減少することが見込まれる場合</u>に限る。）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>施行期日</p>	<p>この省令は、令和3年9月1日から施行する。</p>	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 第1の2 （赤字が改正部分）	2 給付の額を減額する場合の取扱い 改正後 (1) (略) (2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。 (中略) ① <u>給付設計の変更によって</u> 、次のアからウまでのいずれかに該当する場合 ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合 イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合 <u>(最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。)</u> ② (略) (次ページに続く)	改正前 (1) (略) (2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。 (中略) ① 次のアからウまでのいずれかに該当する場合 ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合 イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合 ② (略)

(注)通知「DB規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う『DB制度について』等の一部改正について」(令和3年8月2日年発0802第2号)
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000197679.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>法令解釈通知 第1の2の(2)</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p>	
	<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
	<p>(続き)</p> <p>③ <u>リスク分担型企業年金における制度変更(DB規則第5条第1号に規定するリスク分担型企業年金統合等変更及びDB規則第12条第1号に規定するリスク分担型企業年金基金合併等変更を含む。)</u>であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額(DB規則第64条の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該拠出する額を含めるものとする。)から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する場合(①に該当する場合を除く。)</p> <p>この場合において、一部の加入者又は受給権者等に係る積立金の額、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額及び財政悪化リスク相当額の算定については、通常予測給付現価により按分したものをを用いること。 (後略)</p>	<p>③ リスク分担型企業年金における制度変更</p> <p>であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額(DB規則第64条の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該拠出する額を含めるものとする。)から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する場合(①に該当する場合を除く。)</p> <p>この場合において、一部の加入者又は受給権者等に係る積立金の額、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額及び財政悪化リスク相当額の算定については、通常予測給付現価により按分したものをを用いること。 (後略)</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>法令解釈通知 第6の1</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>運用の基本方針について</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p>
	<p>DB令第45条第1項において、事業主(DB規則第82条に規定する要件に該当する規約型DBを実施するものを除く。(中略))及びDB基金(以下「事業主等」という。)は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令(DB規則第83条第1項及び第2項)で定める事項を記載した基本方針(以下「運用の基本方針」という。)を作成しなければならないこととされているが、運用の基本方針に記載すべき具体的な内容は、運用の基本方針の策定指針(別紙1)のとおりとすること。</p> <p>なお、運用の基本方針の作成又は変更にあたっては、DB令第45条第3項の規定に基づき、加入者の意見を聴くこと。</p> <p>当該加入者の意見を聴く方法は、DB規則第84条の2第1項に規定する方法により実施すること。なお、加入者の意見を聴く方法については次の①から⑤までに留意すること。</p> <p>①～④(略)</p> <p><u>⑤ リスク分担型企业年金の場合は、DB規則第84条の2第1項第1号ハ及び第2号ハに基づく情報開示と同様に、調整率(DB規則第25条の2第1項に規定する調整率をいう。以下同じ。)及び超過比率(DB規則第25条の2第2項に規定する超過比率をいう。以下同じ。)に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること。</u></p>	<p>DB令第45条第1項において、事業主(DB規則第82条に規定する要件に該当する規約型DBを実施するものを除く。(中略))及びDB基金(以下「事業主等」という。)は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令(DB規則第83条第1項及び第2項)で定める事項を記載した基本方針(以下「運用の基本方針」という。)を作成しなければならないこととされているが、運用の基本方針に記載すべき具体的な内容は、運用の基本方針の策定指針(別紙1)のとおりとすること。</p> <p>なお、運用の基本方針の作成又は変更にあたっては、DB令第45条第3項の規定に基づき、加入者の意見を聴くこと。</p> <p>当該加入者の意見を聴く方法は、DB規則第84条の2第1項に規定する方法により実施すること。なお、加入者の意見を聴く方法については次の①から④までに留意すること。</p> <p>①～④(略)</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>法令解釈通知 第8</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>その他の事項</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 DBの事業の運営は、事業主と加入者が労使合意の下に民主的に行うべきものであり、加入者も自らの受給権の保護を図るために代議員会等の場において積極的にDBの事業の運営に参画することが求められること。また、業務概況の加入者への周知は、かかる加入者の参画を促し、健全な運営を担保する目的を持つものであることから、周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること。さらに、受給権者や受給待期脱退者についても、可能な限り、加入者と同様の措置を講ずるよう努める必要があること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、受給権者や受給待期脱退者に対して、当該業務概況の周知を必ず行わなければならないこと。<u>また、リスク分担型企業年金は財政状況に応じて給付が調整される仕組みであることを踏まえ、受給権の保護の観点から、規約の変更にあたって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること。</u></p> <p>4～12（略）</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 DBの事業の運営は、事業主と加入者が労使合意の下に民主的に行うべきものであり、加入者も自らの受給権の保護を図るために代議員会等の場において積極的にDBの事業の運営に参画することが求められること。また、業務概況の加入者への周知は、かかる加入者の参画を促し、健全な運営を担保する目的を持つものであることから、周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること。さらに、受給権者や受給待期脱退者についても、可能な限り、加入者と同様の措置を講ずるよう努める必要があること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、受給権者や受給待期脱退者に対して、当該業務概況の周知を必ず行わなければならないこと。</p> <p>4～12（略）</p>

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4851